壬生町公示第３９号

下記に係る書類については、住居所・相続人不明等のため送達できないので、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

当該書類は、壬生町役場に保管してあるので、送達を受ける者の申し出があるときは、交付する。

（注　意）

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和８年１１月２７日

壬生町長　小　菅　一　弥

送達する書類の名称

令和８年度介護保険料　更正決定通知書

送達を受けるべき者の氏名

恩田　勝

冨永　髙義

三田　悦子